



## 多国籍企業とのグローバル協定のマンデート

### 序文

この手続きでは、インダストリオール・グローバルユニオンの後援で、グローバル枠組み協定（GFA）を含むグローバル協定について交渉するための枠組みを定義する。目的は、透明で体系的なプロセスを確立し、取り決められた協定が加盟組合の集団的利益を反映し、多国籍企業に対する労働組合の影響力を強化することである。

インダストリオールGFAガイドラインは、これらの協定の目標、原則および実施メカニズムを定義し、国際労働基準およびデュー・ディリジェンス要件との整合性を確保している。このマンデート手続きは、協定の交渉・確認・実施プロセスを概説することによって、GFAガイドラインを補完するものである。両文書は、GFA枠組みで一貫性および効果を確保するために互いに依存している。

交渉プロセスの明瞭性は、すべての当事者が、これらの協定の基礎となる目標と段階、基準を理解できるようにするうえで極めて重要である。インダストリオールは、合意を求めることによって、決定が労働者の集団的利益を反映し、すべての意見が聞き入れられるようにする。このアプローチは、互いを尊重する建設的・効果的な対話を促進する。

透明性に関しては、交渉関連の情報が包み隠さず共有され、多国籍企業で代表/組織化される加盟組織の代表がアクセスできるようにすることが欠かせない。これにより、代表たちは進展を監視し、決定に労働者の利益を反映させ、結果の形成に積極的に貢献することができる。

この枠組みの意図は、社会的公正および国際連帯に基づく集団意思決定により、協定が民主的に交渉されることによって、グローバル協定の正当性を強化することである。

目標は、これらの協定の実施において説明責任を確保し、多国籍企業による約束が守られ、インダストリオール加盟組織が現場で協定の執行を追跡・評価できることである。

### 概論：マンデートの目標

交渉マンデートの目的は以下のとおり。

- 1) 将来の協定交渉の明確な枠組みを確立する。

- 2) 交渉・合意の明確なルールおよび手続きの定義によって、透明性および正当性を確保する。
- 3) 多国籍企業で代表・組織化される加盟組合の積極的かつ有意義な関与を促進する。
- 4) インダストリオール加盟組織の権利を保護するために、新規の交渉および協定の再交渉に適用する。

#### 第1条：交渉の開始：

グローバル協定の交渉は、次の当事者が提案することができる。

- 1) インダストリオール加盟組織（続いて当該企業で代表/組織化される加盟組織と協議）
- 2) 多国籍企業の経営陣（当該企業で代表/組織化される加盟組合との協議が必要）
- 3) インダストリオール書記局（続いて当該企業で代表/組織化される加盟組織と協議）

協議が行われ、協議の結果が前向きであれば、交渉を開始することができる。

交渉開始の基準は以下のとおり。

- 1) 地球規模で労働者の権利、労働組合権および雇用保障を強化。
- 2) 労働者に影響を与えるかもしれない多国籍企業のグローバル戦略の重要な変更に対応。
- 3) 自社のグローバル事業およびサプライチェーンで労働者の権利を保護・促進し、監視・実施手続きを確立するという、既存の法的要件以上のことをしてしまうとする多国籍企業の意欲。
- 4) 関連GUFおよびその加盟組織が、GFAを交渉・監視・実施するために十分な関与および資源を提供。

#### 第2条：交渉マンデートおよびチーム構成

##### 1.交渉マンデート

インダストリオール・グローバルユニオン書記局は、協定の交渉に入る前に、加盟組織からの明確かつ有効なマンデートを獲得すべきである。このマンデートは、多国籍企業で代表/組織化される全加盟組織が参加する透明な協議を通して確立すべきである。協議プロセスは、インダストリオールのグローバル枠組み協定（GFA）ガイドラインと足並みをそろえ、交渉の目標を明確に概説するものとする。

##### 2.交渉チームの構成

交渉チームは、以下のとおり構成すべきである。

- 1) インダストリオール・グローバルユニオンの代表：調整および戦略的提携を確保
- 2) 多国籍企業の本国で代表/組織化される加盟組合
- 3) 当該企業が活動する主要生産拠点国で代表/組織化される加盟組合

交渉チームの構成は、代表/組織化される加盟組織によって確認され、効果および効率を確保するために合理的な規模に維持すべきである。

多国籍企業で組織化される全加盟組織に、常に交渉プロセスの最新情報を伝える。

交渉チームは、インダストリオールの調整により、交渉全体を通じて加盟組織の提案および意見を考慮に入る。

### 第3条：協定確認・署名手順

#### 1. 協定確認

交渉終結と同時に、多国籍企業で代表/組織化される加盟組織が、協定案を確認しなければならない。

関連組合の間で協議を行い、協定案および署名承認に関するフィードバックおよび所見を集めること。

確認は、多国籍企業のすべての代表的加盟組織の協議によって行うべきである。

合意に達することができない場合は、代表/組織化される加盟組織の多数決で確認を得るものとする。

合意した期間内に回答しない加盟組織がある場合、当該加盟組織の沈黙は協定案への支持とみなすものとする。

#### 2. 協定の署名

最終合意には、以下が署名すべきである。

1. 加盟組織からのマンデートに基づいて世界の労働者の共通した意見を代表するインダストリオール・グローバルユニオン
2. 本国の多国籍企業で組織化・承認される加盟組合

協定は、すべてのインダストリオール・グローバルユニオン加盟組織が利用できるようにし、透明性および説明責任を強化する。

### 第4条：紛争解決

加盟組織は、交渉プロセスがマンデート手続きに従っていないと考える場合、その懸念をインダストリオール・グローバルユニオン書記局に正式に提出しなければならない。

書記局は、問題の予備調査を実施し、加盟組織とともに解決する。問題を解決することができない場合、書記局または代表/組織化される加盟組織はGMC運営委員会と協議することができ、後者は同時に書記局に通知する必要がある。

GMC運営委員会は、マンデート手続きとの整合性を確保するために指針を与えることができ、紛争の解決を支援してプロセスの完全性を支持するために、必要に応じて意見または勧告を出すことができる。書記局は、勧告に従うことができ、タイムリーな決議を可能にするために、合理的な期間内に調査を実施・文書化することを目指すべきである。最終決定は、書記局の選出指導部が下す。書記局は、最終決定を執行委員会に付託することもできる。

### 第5条：現存協定の再交渉

この手続きは、明確な交渉プロセスなしで締結された既存のグローバル枠組み協定の再交渉時にも適用される。インダストリオールは、これらの協定が現行手続きとの足並みをそろえるようにするために、関連組合と協力する。

## 第6条：透明性およびコミュニケーション

インダストリオール・グローバルユニオンは、以下のことを約束する

- 交渉プロセス全体を通じて完全な透明性を確保する。
- 交渉の進展、決定および結果について、加盟組織に定期的に最新情報を提供する。
- 情報セッションを開催し、プロセス全体を通じて常に加盟組織を関与させる。

このマンデートおよびその手続きは、定期的に見直し、代表/組織化される加盟組織からのフィードバックを取り入れて実際的経験に適応する。

## 結論

このマンデート手続きは、グローバル協定が民主的に交渉され、集団で確認され、効果的に実施されるようにする。この手続きは、インダストリオールGFAガイドラインとの一貫性を保証し、多国籍企業との信頼できる強制力のある合意を確保する労働組合の能力を強化する